

# 都へ監査請求をし、要件を欠くとして監査不実施となりました。

2012年6月18日、東京都の行なっている広域処理の以下の違法性を訴え、都知事に必要な措置を求め住民監査請求の手続きを行いました。2012年7月12日付で、住民監査請求として要件を欠くという理由により、監査不実施の通知を受けました。斜体字が都の主張です。

## 1. 都が処理の事務を行なうのは地方自治法に反し、違法！

宮城県・岩手県から民間である東京都環境整備公社(以下公社)が処理を受託しましたが、実際には東京都が事務処理の一部(説明会実施、業者公募・選定、職員の派遣など)を行なっています。都が行なうためには、地方自治法252条の14により議決が必要です。東京都が行なった被災地からの災害廃棄物受け入れに関わる一切の事務に係る費用は無効であり、東京都知事はそれを返還すべきです。

⇒「請求人が事実を証する書面として提出した資料によれば、宮城県女川町で発生した災害廃棄物の処理を受託したのは、都ではなく公社であるところ、請求人は、実態はとが受託しているとする個人的見解を述べるにすぎず、本件支出1の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない」

## 2. 廃掃法に反し再々委託を伴う契約・処理は、違法！

再委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の14で禁止されていましたが、平成23年7月5日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」により認められました。しかし、受託した公社は、廃棄物を処理能力の不十分な複数の事業者にも再委託し、東電子会社東京臨海リサイクルパワーにも再々委託して溶融処理しています。廃掃法上違法な再々委託を前提とした公社と民間業者の契約は無効であり、違法な手続きに基づく処理は無効であり、根拠なき公社の支出とそれを可能にした東京都の貸付金は返還すべきです。

⇒「請求人は、当該焼却処理の委託について問題としているにすぎず、本件支出2自体の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。なお、本件請求にかかる予備的調査によれば、当該貸付金は、要件審査日(平成24年7月12日)現在、既に返還されている。」

## 3. 議決なき民間から公共団体への処理委託は、違法！

東京二十三区清掃一部事務組合(以下一組)に対し、民間事業者である公社から処理委託が行われています。しかし、地方公共団体である一組が被災地の災害廃棄物処理を受託するためには、地方自治法第252条の14により、宮城県、一組双方の議決が必要です。議決を欠いた処理委託契約は無効であり、違法な手続きに基づく処理は無効であり、根拠なき公社の支出とそれを可能にした東京都の貸付金は返還すべきです。

⇒「清掃組合が公社の業務を受託する事は、との財政会計上の行為に該当しない」

311シンポジウム後、行政の手続きに則った形で広域処理の差し止めを求められないか、調査をしてまいりました。私たちが調査する中で見たものは、他の入札に比して異常に高値の処理費用や、決まるスピードの異常な速さ、コスト意識のなさ、出てくるはずのない都の関与、逃げとして多用されているかのような”処理”という言葉など不自然なものでした。

国の一声、都知事的一声で深い検討をしないままに行われた、中央集権的な今回の広域処理。議会での議決…民主的な話し合いを逃れたために、大事なことがたくさん抜け落ちているのではないのでしょうか？

- ・長期的な視点-マスタープラン、資金配分
- ・被災地の声に耳を傾け、支援地の状況に応じた検討・実施
- ・専門家を交え市民の立場から安全な処理を考えること
- ・輸送や処理の委託先の適切な選定(安全・コスト)

おそらく議決の場を持ち、話し合えれば、もっと大事な視点が出てくることでしょう。

廃棄物処理は被災地の復興の礎です。

仮に民主的な合意形成なしに行ない、経済主導で広域処理が行なわれ続け、結果として地元主導で行われる産業復興、雇用創出、まちづくりといった被災地の生活復興にお金がかけれないのならば不本意です。処理費用は、全額国負担と言われていますが、5%は被災自治体が起債(=自治体が行う借金)です。平成23年、24年度は国が100%補助しますが、25年度以降は不透明です。輸送費が高くなればなるほど、被災地の財政が悪化する可能性があるのです。

物の廃棄  
スキーム  
の処理  
災害処

# 都に住民監査請求

## 「議決なし」などを指摘

東日本大震災で岩手・宮城県において生じた災害廃棄物を都と区市町村が受け入れている処理事

業に関して、本来必要な議決を経ない事務の実施や実態上の「再々委託」が地方自治法や国の政令に

違反するとして都に支出部監査を要請している。請求者は市民団体「震

災がれきの広域処理を考える会」のメンバー15人で、いずれも23区に在住。

都と宮城・岩手の2県、区長会・市長会、女川町などで昨年11月に結んだ基本合意、協定に基づく「処理スキーム」II-IIに

関し問題点を挙げ、都の経費支出や財東京都環境整備公社への運転資金貸し付けの返還を求める。

処理スキーム上、宮城県や岩手県と委託を結ぶのは同公社で、都議会は都から公社への運転資金約280億円の貸し付けのみ議決承認している。

実態的には都職員は各区市の住民説明会に参加したり、民間処理業者の公募や選定事務、職員の派遣などに関与するが、

再々委託に該当する指摘。破碎と溶融を別個の

監査請求は「自治体間の

事務委託には地方自治法第252条の14に基づく

双方の議決を要するが、都側は事務委託で議決がない」と指摘し、経費の返還を求める。

処理スキームでは、公社は複数の民間事業者に破碎処理を再委託。そこから更に、溶融処理を電子会社の東京臨海リサイクルパワー(株)に委ねる。廃棄物処理の再委託は禁止されていたが、11

年7月の国の政令改定で特例的に容認。再々委託は現在も認めていない。

請求では、溶融部分が再々委託に該当する指摘。破碎と溶融を別個の

監査請求は「自治体間の

全国で災害廃棄物受け入れを決める中では、被災地側と双方での協議会を置かない場合などで、

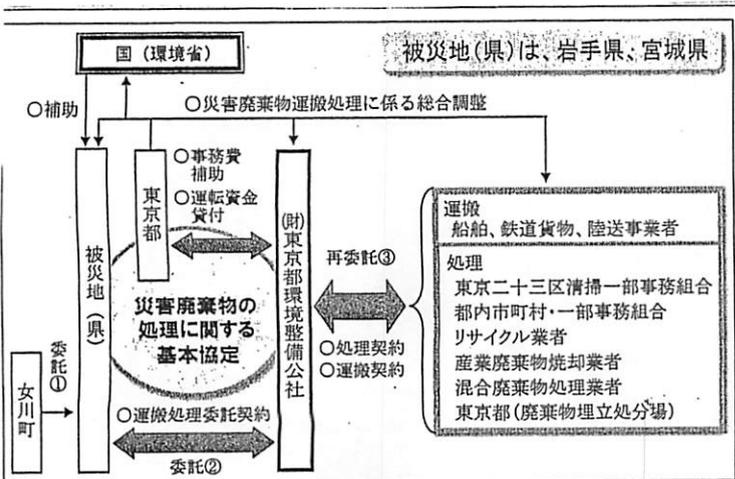
府県や市町村の議会による決議採択などが相次ぐ。審議は長くなりがちだが、議会の関与範囲、説明責任、行政手続き上の

根拠などは明確になる。

この問題に詳しい大田区の奈須りえ区議(生活者ネット)は「行政側の意図的な議決逃れなどのためスキーム採用ならば問題。都区制度や一部事務組合の弊害とも言え、

結果的に安全やコスト等の検討が不十分になっていないか」と指摘する。

結果的に安全やコスト等の



この問題に詳しい大田区の奈須りえ区議(生活者ネット)は「行政側の意図的な議決逃れなどのためスキーム採用ならば問題。都区制度や一部事務組合の弊害とも言え、結果的に安全やコスト等の検討が不十分になっていないか」と指摘する。



24監総第323号  
平成24年7月12日

様

東京都監査委員 石 毛 しげる  
同 林 田 武治  
同 友 渕 宗 治  
同 筆 谷 勇 子  
同 金 子 庸 子



平成24年6月18日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。なお、本件請求については、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によるのが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、住民監査請求が適法となるためには、当該財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的かつ客観的に示されることが要件となるものである。

本件請求において、請求人は、以下の3点について主張しているものと解される。

- (1) 宮城県女川町で発生した災害廃棄物の処理は、形式的には公益財団法人東京都環境公社（平成24年3月31日までは財団法人東京都環境整備公社。以下「公社」という。）が受託しているものの、実態は都が受託している。

この場合、法第252条の14に規定する議会の議決が必要であるにもかかわらず、その手続をせずに行われた事務は違法であるから、都内の住民説明会、打合せや調査等のための現地出張、災害廃棄物処分業者の募集選定等、災害廃棄物受入れに関わる事務に係る費用の支出（以下「本件支出1」という。）は違法であり、都知事はこれを返還すべきである。

- (2) 公社が岩手県から処理を受託し、高俊興業株式会社等に委託した岩手県宮古市で発生した災害廃棄物について、焼却処理が東京臨海リサイクルパワー株式会社に委託されているのは、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置（平成23年政令第215号及び平成23年環境省令第15号）の後においても禁じられている再々委託に当たり違法であるから、平成23年度に災害廃棄物処理に必要な資金を都が公社に貸し付けたこと（以下、当該貸付金の支出を「本件支出2」という。）は違法であり、都は当該貸付金を返還させるべきである。
- (3) 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃組合」という。）が、東京二十三区清掃一部事務組合同規約（平成12年2月21日都知事許可）の変更を行わずに公社の業務を受託したことは違法である。

しかしながら、(1)については、請求人が事実を証する書面として提出した資料によれば、宮城県女川町で発生した災害廃棄物の処理を受託したのは、都ではなく公社であるところ、請求人は、実態は都が受託しているとする個人的見解を述べるにすぎず、本件支出1の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。

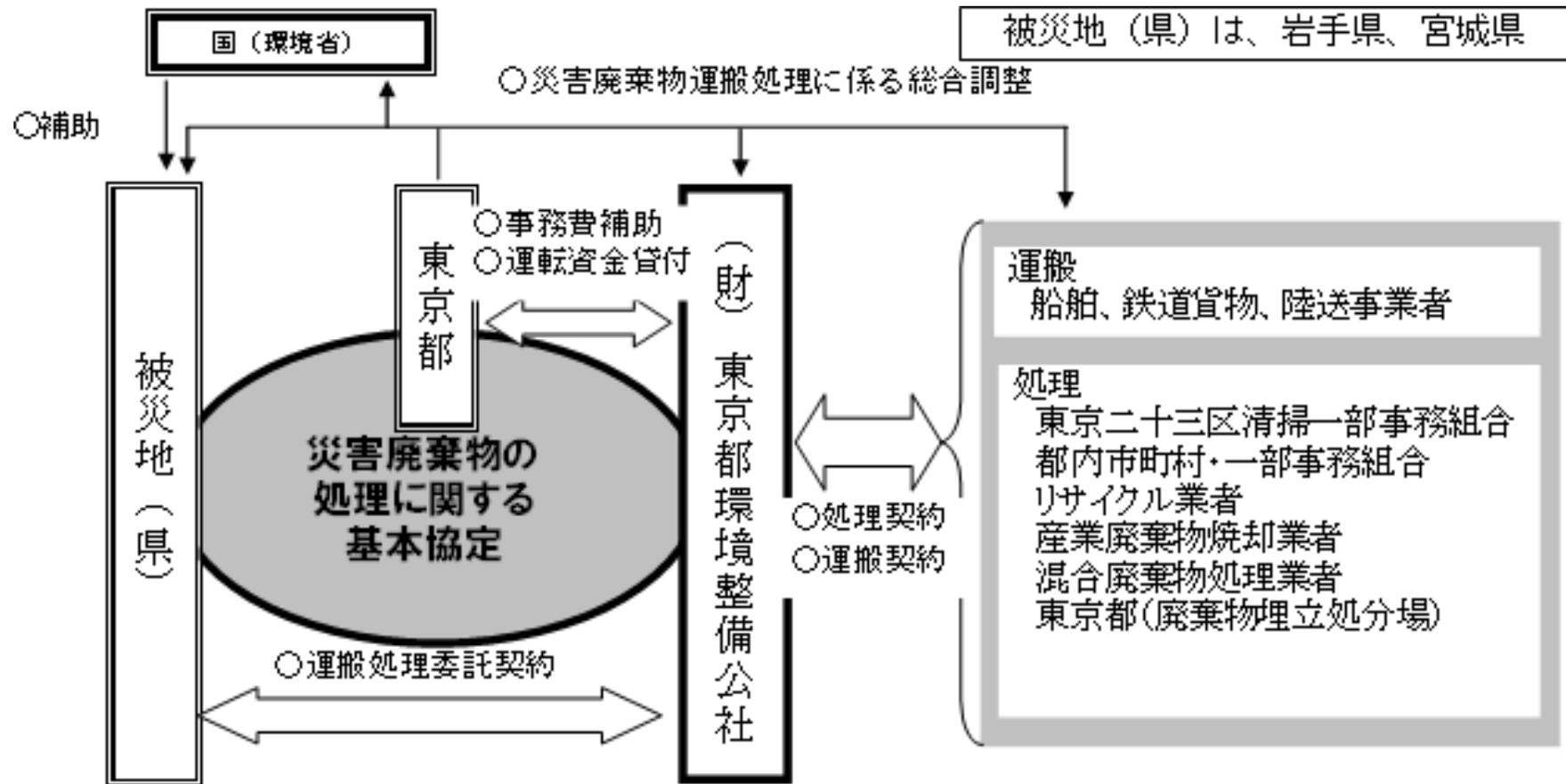
また、(2)については、請求人は、当該焼却処理の委託について問題としているにすぎず、本件支出2自体の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。なお、本件請求に係る予備的調査によれば、当該貸付金は、要件審査日（平成24年7月12日）現在、すでに返還されている。

さらに(3)については、清掃組合が公社の業務を受託することは、都の財務会計上の行為に該当しない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

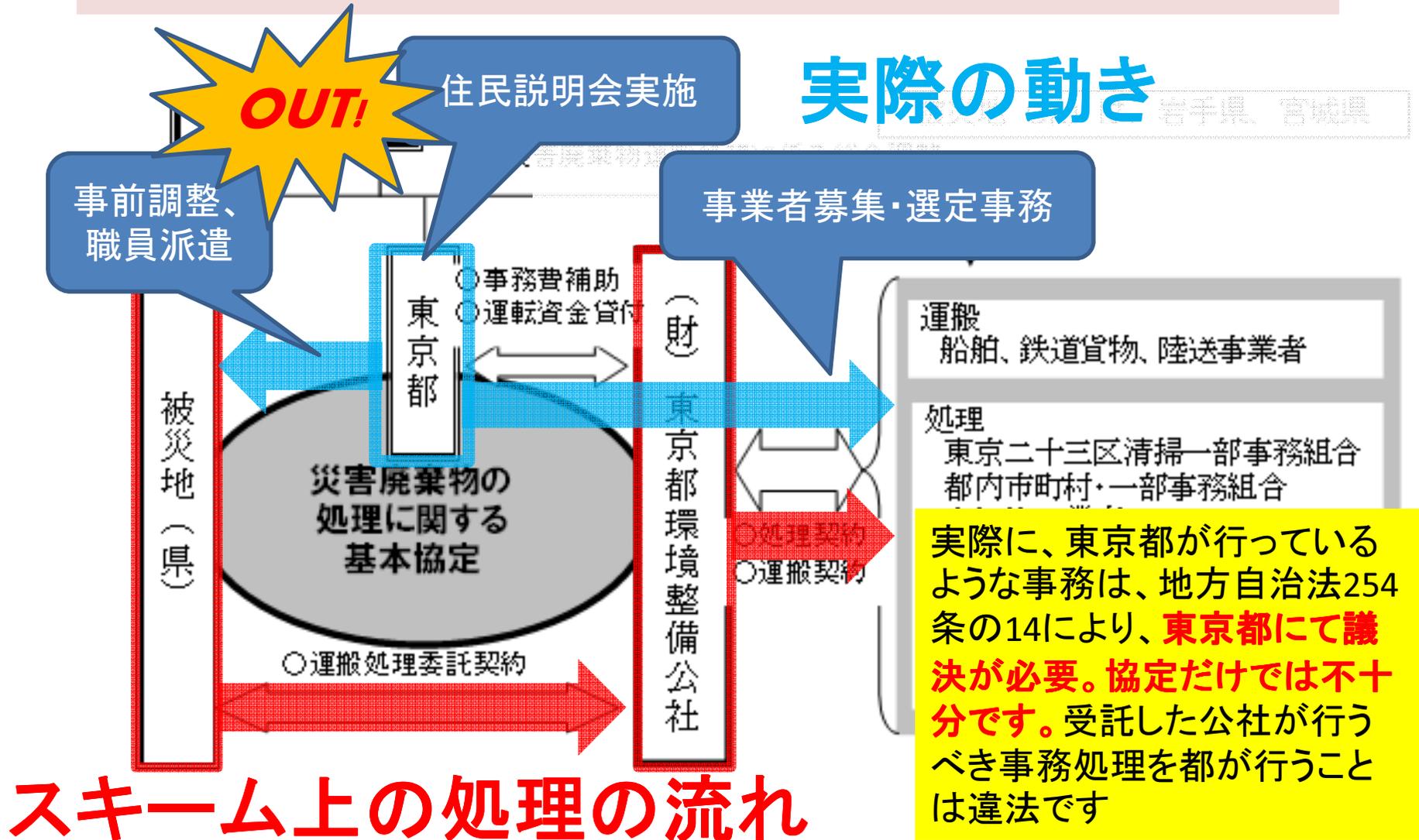
”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

## 都の示す災害廃物処理スキーム



”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

# 1. 都の関与は、地方自治法違反！



## 1. 都の関与は、地方自治法違反！

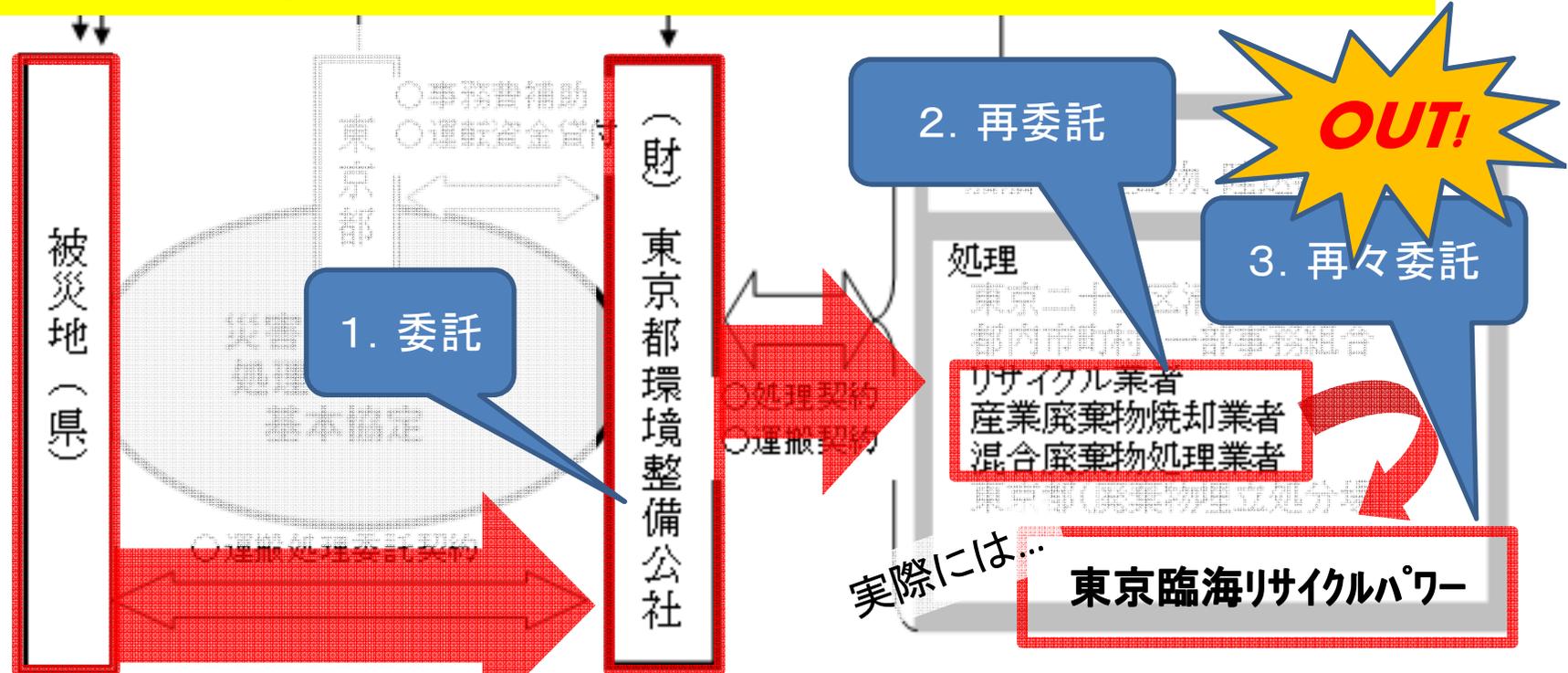
⇒「請求人が事実を証する書面として提出した資料によれば、宮城県女川町で発生した災害廃棄物の処理を受託したのは、都ではなく公社であるところ、請求人は、**実態は都が受託しているとする個人的見解を述べるにすぎず**、本件支出1の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない」

本当にこれがただの個人的見解かどうか、白黒つける場が、監査請求では？  
裁判所は違法性はするが、実態の当不当は、自治体で処理すべき問題

”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

## 2. 再々委託は、廃掃法違反！

廃掃法7条の14で禁止されていた再委託は、昨年7月政令により合法化。  
しかし、受託した公社は、廃棄物を処理能力の不十分な複数の事業者  
に再委託し、**東電子会社東京臨海リサイクルパワーに再々委託して処理しており違法**



廃掃法： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
政令： 平成23年7月5日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」

”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

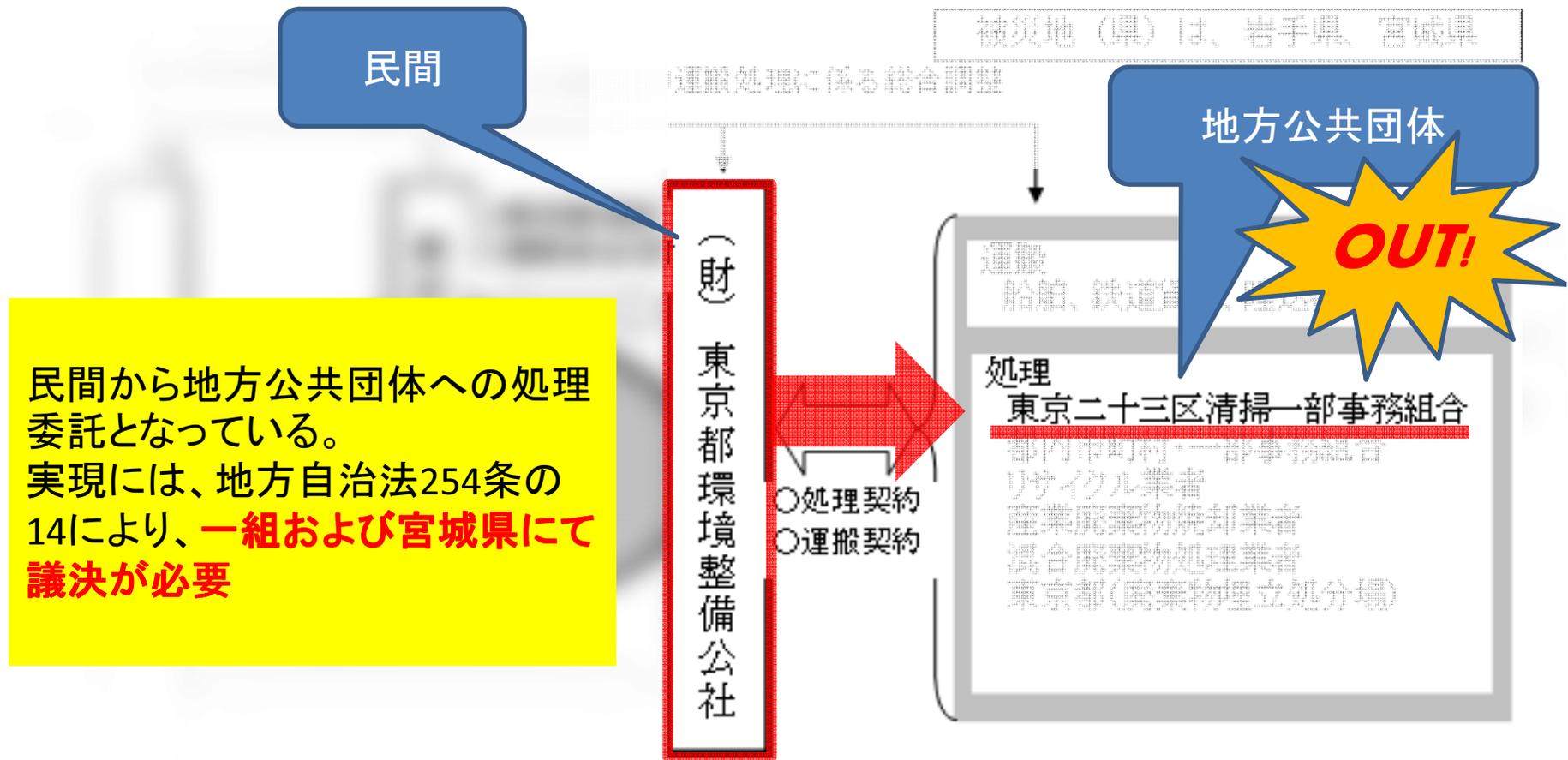
## 2. 再々委託は、廃掃法違反！

⇒「請求人は、当該焼却処理の委託について問題としているにすぎず、本件支出2自体の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。なお、本件請求にかかる予備的調査によれば、当該貸付金は、要件審査日（平成24年7月12日）現在、既に返還されている。」

すでに返還したんだから、いいだろうというのは、、、

”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

### 3. 議決なき公社から一組への委託は違法！



”災害廃物処理スキーム“上に見る違法性

### 3. 議決なき公社から一組への委託は違法！

⇒「清掃組合が公社の業務を受託する事は、都の財政会計上の行為に該当しない」

清掃組合のやっていることは、都は感知せずとのことです